

筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための責任と権限

【最高管理責任者】

職名	学長
責任と権限	1 本学を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。 2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮するとともに不正防止計画の進捗管理を行う。

【統括管理責任者】

職名	理事
責任と権限	1 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持って、本学全体を統括する。 2 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

【コンプライアンス推進責任者】

職名	産業技術学部長 保健科学学部長 障害者高等教育研究支援センター長 保健科学部附属東西医学統合医療センター長 保健管理センター長
責任と権限	部局内の公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持って統括する。

【コンプライアンス推進副責任者】

職名	産業技術学部 産業情報学科長 総合デザイン学科長 保健科学部 保健学科鍼灸学専攻長 保健学科理学療法学専攻長 情報システム学科長 障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部長 障害者基礎教育研究部長
責任と権限	コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行う。